

(目的)

第1条 この条例は、子どもに係る医療費を助成し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「助成対象の子ども」とは、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで本市に住所を有する者(施設に入所又は修学のため入寮及び下宿したことにより、本市の住民基本台帳に記録されなくなった子どもは、保護者が本市の住民基本台帳に記録されている場合に限り、本市の住民基本台帳に記録されているものとみなす。)をいう。ただし、[南九州市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例\(平成19年南九州市条例第95号\)](#)又は[南九州市重度心身障害者医療費助成条例\(平成19年南九州市条例第100号\)](#)の対象者で市町村民税課税世帯の子ども、[生活保護法\(昭和25年法律第144号。\)](#)による保護を受けている子どもは除く。

3 この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) [健康保険法\(大正11年法律第70号\)](#)
- (2) [船員保険法\(昭和14年法律第73号\)](#)
- (3) [私立学校教職員共済法\(昭和28年法律第245号\)](#)
- (4) [国家公務員共済組合法\(昭和33年法律第128号\)](#)
- (5) [国民健康保険法\(昭和33年法律第192号\)](#)
- (6) [地方公務員等共済組合法\(昭和37年法律第152号\)](#)

4 この条例において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。

5 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当する金員をいう。

6 この条例において「市町村民税非課税世帯」とは、保険給付があった月の属する年度(当該保険給付のあった月が4月から7月までの場合にあつてはその前年度)に、市町村民税([地方税法\(昭和25年法律第226号\)](#))の規定による市町村民税([同法第328条](#)の規定により課される場合を除く。)をいう。)が助成対象の子どもの属する世帯の世帯員の全てについて課されていない世帯をいう。

7 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護している主たる生計維持者をいう。

(助成対象者)

第3条 子どもに係る医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、助成対象の子どもを現に監護している者とする。

(助成)

第4条 市長は、助成対象の子どもの受けた保険給付に係る一部負担金を病院、診療所、薬局その他の療養機関に支払った助成対象者に対して、子ども医療費助成金(以下「助成金」という。)を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の助成対象の子どもが受けた保険給付に係る一部負担金については、病院、診療所、薬局その他の療養機関に助成金を支給することによって行う。

2 助成金の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。

3 [前項](#)の場合において、当該助成対象者が次に掲げる給付を受けるときは、当該助成対象者が支払った一部負担金から当該給付の額に相当する額を減じた額をもって当該助成対象者の一部負担金とみなす。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付
- (2) 医療保険各法の規定により支給される高額療養費
- (3) 医療保険各法に基づく規約又は定款の定めによりなされる付加給付
- (4) [前3号](#)に定めるもののほか、法令の定めによりなされる医療に係る給付

4 [前項](#)の規定にかかわらず、市長は、助成対象者が当該助成に係る医療費に関し医療機関等に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

(受給資格者の登録)

第5条 助成対象者は、規則で定めるところにより、市長の助成金受給資格者登録(以下「登録」という。)を受けなければならない。

2 登録を受けた助成対象者(以下「受給資格者」という。)は、登録事項に変更を生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他の者が届け出ることができるものとする。

(所得額の届出)

第6条 助成対象者は、保護者の所得額証明書等を市長に届け出なければならない。ただし、市長は、当該証明書により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該証明書の届出を省略させることがで

きる。

(受給資格者証の交付)

第7条 市長は、登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成金受給資格者証又は子ども医療給付受給資格者証(以下「資格者証」という。)を交付する。

(資格者証の提示)

第8条 助成対象の子どもが保険給付を受けようとするときは、その都度医療保険各法に規定する被保険者等であることを証する書面(以下「被保険者証」という。)とともに資格者証を提示しなければならない。

(助成金の受給申請)

第9条 受給資格者は、助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 受給資格者が前条の規定により県内の保険医療機関等で被保険者証と資格者証を提示して保険給付を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき、鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部から市長に当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が通知されたことをもって、前項の規定による助成金の申請があったものとみなす。

3 第1項の申請は、助成対象の子どもが保険給付を受けた日の属する月の翌月から起算して6月を超えるときは、行うことができない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金額の決定及び支給)

第10条 市長は、前条第1項の申請があったとき又は前条第2項の規定による申請があったものとみなされるときは、その内容を審査して助成金の額を決定し、当該申請に係る受給資格者に助成金を支給する。

(助成金の返還)

第11条 市長は、助成金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に支給した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な行為により、助成金の支給を受けたと認められるとき。

(2) 助成対象の子どもの受けた保険給付を受けた原因が第三者の行為によって生じたものである場合において、当該第三者が損害を賠償したとき。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の穎娃町乳幼児医療費の助成に関する条例(昭和48年穎娃町条例第32号)、知覧町乳幼児医療費助成条例(昭和48年知覧町条例第13号)又は川辺町乳幼児医療費助成条例(昭和48年川辺町条例第20号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この条例の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成は、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成21年3月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年6月1日以後の診療分から適用する。

附 則(平成23年3月25日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成23年6月1日以後の診療分から適用する。

附 則(平成24年3月23日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南九州市子ども医療費助成条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費は、なお従前の例による。

3 新条例第6条第1項の規定による受給資格者の登録及び新条例第7条の規定による受給資格者証の交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

附 則(平成25年2月19日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市子ども医療費助成条例の規定は、平成24年12月1日以降の診療分から適用する。

附 則(平成30年6月29日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用する。

附 則(令和2年12月22日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市子ども医療費助成条例の規定は、令和3年4月1日以降の診療分から適用する。

附 則(令和4年3月25日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の南九州市子ども医療費助成条例の規定は、令和4年6月1日以降の診療分から適用する。

(趣旨)

第1条 この規則は、南九州市子ども医療費助成条例(平成19年南九州市条例第94号。以下「条例」という。)第12条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者登録の申請)

第2条 条例第5条第1項に規定する受給資格者の登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書(第1号様式)により市長に申請しなければならない。

(所得額の届出)

第2条の2 条例第6条の規定による所得額の届出は、条例第5条に規定する受給資格者の登録を受けたとき及び毎年6月1日から同月30日までの間に行うものとする。なお、所得額証明は、児童手当を受給している事を証明する書面でこれに代えることができる。また、受給資格者(本市において所得額証明書等の交付を受けることができる者に限る。)から、当該税務資料等の確認に関する同意があったときは、受給資格者の届出に代えて現有公簿等によりこれを確認することができるものとする。

(受給資格者証の交付等)

第3条 市長は、第2条の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、子ども医療費助成金受給資格者台帳(第2号様式又は第3号様式)に登録及び所要事項の記載を行うとともに、子ども医療費助成金受給資格者証(第4号様式)を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 前項の受給資格者で、条例第2条第6項に規定する世帯については、子ども医療給付受給資格者証(第4号様式の2。以下第4号様式と併せて「資格者証」という。)を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

3 受給資格者は、資格者証を破損し、汚損し、又は亡失したときは子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書(第5号様式)を市長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第4条 条例第5条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届(第6号様式)に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金の支給申請)

第5条 条例第9条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他の療養機関(以下「医療機関等」という。)の証明(医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証)を付した子ども医療費助成金支給申請書(第7号様式)に資格者証を添えて行うものとする。

(資格者証の返還)

第6条 受給資格者は、その監護する助成対象の子どもが対象の子どもでなくなったときは、速やかに資格者証を返還しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の額娃町乳幼児医療費の助成に関する規則(昭和48年額娃町規則第18号)、知覧町乳幼児医療費助成条例施行規則(昭和49年知覧町規則第2号)又は川辺町乳幼児医療費助成条例施行規則(昭和48年川辺町規則第25号)(以下これらを「合併前の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

3 この規則の規定は、施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、施行日前の診療に係る医療費の助成は、なお合併前の規則の例による。

附 則(平成21年3月26日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行し、平成21年6月1日以後の診療分から適用する。

附 則(平成24年3月23日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の南九州市子ども医療費助成条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費は、なお従前の例による。

3 新規則第2条の規定による受給資格者登録の申請及び新規則第3条の規定による受給資格者証の交付等に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても、新規則の例により行うことができる。

附 則(平成28年3月22日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月29日規則第18号)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成30年10月1日以降の診療分から適用する。
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の南九州市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和2年12月22日規則第40号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の南九州市子ども医療費助成条例施行規則の規定のうち第1号様式以外は、令和3年4月1日以降の診療分から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の南九州市子ども医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和3年4月1日規則第16号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則(令和5年6月1日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて提出されている様式(次項において「旧様式」という。)は、改正後の各規則の規定による様式とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

子ども医療費助成金受給資格者登録申請書

年 月 日

南九州市長 様

申請者住所氏名

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

南九州市子ども医療費助成金受給資格者登録を受けたく、次のとおり相違ないので登録されるよう申請します。

なお、南九州市子ども医療費助成金受給資格登録や助成金決定に当たり、私及び私の世帯員の個人市・県民税の税務資料等を閲覧することに同意します。

また、子ども医療費助成金の支給を受けるために必要な下記子どもの受診に関する情報を医療機関等が鹿児島県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部に送付することに同意します。

子 ど も	氏 名	生年月日	住 所	性 別	監 護 者 との続柄	
	1	・ ・		男 ・ 女		
	2	・ ・		男 ・ 女		
	3	・ ・		男 ・ 女		
	4	・ ・		男 ・ 女		
	5	・ ・		男 ・ 女		
監 護 者	氏名		住所	電 話	局 番	
子 ど も に 係 る 医 療 保 険	保 険 の 種 類	協 ・ 政 ・ 組 ・ 日 ・ 船 ・ 共 ・ 国				
	被 保 険 者 証	記 号		番 号		
	被 保 険 者	氏 名			性 別	男 ・ 女
		生 年 月 日			子どもとの続柄	
		住 所				
		資格取得年月日				
保 険 者	所 在 地					
	名 称					
	付 加 給 付 の 有 無	有	無	給 付 割 合		
支 払 希 望 金 融 機 関	名 称	銀行・信金 信組・農協	預金種別			
			口座番号			
		支店 支所	口座名義人 (フリガナ)			
(該当があればチェックを入れてください)						
市町村民税非課税世帯と確認された場合、医療機関等の窓口での支払いがなくなる						
「子ども医療給付受給資格者証」の交付を ☐ 希望しない						

注 記名押印に代えて署名することができます。

子ども医療費助成金受給資格者台帳

[illegible]

適用開始年月日		交付年月日		請求開始年月日		請求終了年月日		多子減	
子ども等氏名		性別	生 年 月 日		住 所				
市町村民税非課税世帯と確認された場合、医療機関等の窓口での支払がなくなる 「子ども医療給付受給資格者証」の交付について									
所得の状況									
保護者氏名			養育者氏名		扶養人数		所得額		
					人 (内老人 人)				
控 除 額	一 律 分								
	雑損控除・医療費控除・小規模企業共済等掛金控除								
	障害者控除・特別障害者控除								
	老年者控除・寡婦(夫)控除・勤労学生控除								
	合 計								
差 引 計									
加入保険の状況									
被保険者氏名			保険証号			保険番号			
保険者番号			発行機関名						
支払金融機関の状況									
銀行コード		銀行名					口座の 種 別		
口座名義人					口座番号				
課税区分		付加給付有無			助成区分		限度額区分		

變更等記入欄	異動理由
適用開始年月日	

第4号様式(第3条関係)

(表)

子ども医療費助成金受給資格者証									
市町村番号					事業番号		1		
受給者番号									
受給資格者	氏名								
	住所								
子ども	(フリガナ)					受給資格者との続柄			
	氏名								
	生年月日	年 月 日				男 ・ 女			
	住所								
医療保険	被保険者氏名								
	保険証記号番号								
	保険者氏名								
	付加給付の有無								
受給期間		自	年 月 日						
		至	歯	年 月 日					
			医	年 月 日					
年 月 日交付									
南九州市長 印									

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、鹿児島県内の保険医療機関等において受診したときに、南九州市で助成金の申請手続をしなくても子ども医療費の助成を受けることができる証ですから大切に保管してください。
- 2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合証に添えてこの証を窓口にならず提示し、保険の自己負担分を支払ってください。
- 3 鹿児島県外の保険医療機関等で受診した時や、この証を提示しないで受診した場合は、保険の自己負担分を窓口で支払い、保険医療機関の受診証明又は領収書等を添えて南九州市に助成金の支給申請をしてください。
- 4 上記3に該当する申請書の提出期限は、診療月の翌月から起算して6箇月以内です。6箇月を超えたものは申請できません。
- 5 保険の自己負担分が高額療養費等の支給対象となるときは、手続が必要となる場合があります。
- 6 次に記載してあることが生じたときは、必ず南九州市まで届け出て、係員の説明を受けてください。
 - (1) 受給資格者又は子どもの住所、氏名、医療保険、支払希望金融機関に変更があったとき。
 - (2) 子どもが生活保護法、重度心身障害者医療費助成及びひとり親家庭医療費助成の適用を受けるようになったとき。
 - (3) 子どもが南九州市から転出するとき、又は死亡したとき。
 - (4) この証が破れたり、汚れたり、なくなったとき。

第4号様式の2(第3条関係)

(表)

		給	子ども医療給付受給資格者証						
有効期間		自	年 月 日						
		至	年 月 日						
公費負担者番号 (一部負担金：0円)									
受給者番号									
受給資格者	氏 名								
	住 所								
子ども	(ふりがな)					受給資格者 との続柄			
	氏 名								
	生 年 月 日	年 月 日				男 ・ 女			
	住 所								
医療保険	被保険者氏名								
	保 険 証 記 号 ・ 番 号								
	保 険 者 名								
	付加給付の有無	有 ・ 無							
年 月 日発行									
南九州市長 									

(裏)

注 意 事 項

- 1 この証は、鹿児島県内の保険医療機関等において受診したときに、一部負担金を支払わなくても受診できることを証明するものですから大切に保管してください。
ただし、食事療養費等医療保険の適用とならないものは除きます。
 - 2 保険医療機関等で受診するときは、被保険者証又は組合証に添えてこの証を窓口にならず提示してください。
 - 3 鹿児島県外の保険医療機関等で受診した時や、この証を提示しないで受診した場合は、保険の自己負担分を窓口で支払い、保険医療機関の受診証明又は領収書等を添えて南九州市に助成金の支給申請をしてください。
 - 4 上記3に該当する申請書の提出期限は、診療月の翌月から起算して6箇月以内です。6箇月を超えたものは申請できません。
 - 5 保険の自己負担分が高額療養費等の支給対象となる場合は、手続が必要となる場合があります。
 - 6 次に記載してあることが生じたときは、必ず南九州市まで届け出て、係員の説明を受けてください。
 - (1) 受給資格者の世帯の課税区分が、非課税から課税に修正されたとき。
 - (2) 受給資格者又は子どもの住所、氏名、医療保険、支払希望金融機関に変更があったとき。
 - (3) 子どもが生活保護法の適用を受けるようになったとき。
 - (4) 子どもが南九州市から転出するとき、又は死亡したとき。
 - (5) この証が破れたり、汚れたり、なくなったとき。
 - 7 毎年、6月1日～30日の間に更新の手続きを行います。6月30日までに児童手当の現況届の際に提出された所得額証明書を提出してください。(なお、本市で確認できる場合は、提出は不要です。)
- ※ 日頃からなんでも相談できる「かかりつけ医」を持ち、まずは、早めにかかりつけ医に相談しましょう。
- ※ 夜間における子どもさん（おおむね15歳未満の子ども）の急な病気について、看護師等が応急処置や医療機関の受診の必要性等の助言を行う「鹿児島県小児救急電話相談」を実施しています。
- 電話番号「#8000」番（又は099-254-1186）携帯電話からも利用可能
- 受付時間 平日・土曜日19時～翌朝8時 日曜・祝日・年末年始8時～翌朝8時

第5号様式(第3条関係)

子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書		
年 月 日		
南九州市長 様		
申請者 住所 氏名		
申 請 理 由	1 やぶれた 2 よごれた 3 なくなった	
該当する項目の 番号を○で囲ん でください。		
受 給 者 号		
子 ど も	氏 名	
	生 年 月 日	

注1 受給資格者証がなくなったとき以外は、受給資格者証を添えてください。
2 記名押印に代えて署名することができます。

第6号様式(第4条関係)

子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届				
年 月 日				
届出者 住 所				
氏 名 (※)				
(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。				
南九州市長 様				
受 給 者 番 号				
受 給 資 格 者	氏 名		男・女	
	住 所			
子 ど も	(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	受 給 資 格 者 との 続 柄
	1	・ ・		
	2	・ ・		
	3	・ ・		
	4	・ ・		
	5	・ ・		
変 更 内 容				
変更事項	変更年月日	変 更 後	変 更 前	
届出者が受給資格者と異なっているときは、その事情				

注1 受給資格者が変わる時には、新受給資格者が子どもを監護する者となったことが確証できる資料を添えてください。

2 記名押印に代えて署名することができます。

第7号様式(第5条関係)

子ども医療費助成金支給申請書					
南九州市長 様			年 月 日		
申請者 氏 名			住所		
電話番号()			—		
受 給 者 番 号					
子 ど も	氏 名		保 険 の 種 類	被保険者氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日		記号番号	
	申請者との続柄				
受 給 資 格 者 氏 名					
高額医療受給回数		年間	回		

医 療 機 関 等 証 明					
診 療 月	年 月 分		患 者 氏 名		
療養の給付 総 点 数	入 院	点 日	療養の給付 に係る一部 負 担 金	入 院	円
	外 来	点 日		外 来	円
うち他法制度負担分		点 円	証明手数料	有(円)・ 無	
年 月 日					
医療機関等の所在地 名 称 開 設 者 氏 名					

※市町村記入欄

支給決定 決 裁 欄		課長		係長		係		付加給付基準額 円	
								(非)課税	歳
区 分	一部負担金A	付加給付の額 B	他法制度によ る負担額 C	自己負担金 (A-B-C)=D	支 給 決 定 額				
入 院					円				
外 来									
計					証明手数料 円				

注・医療機関等の証明は、医療機関等で記入してもらってください。
ただし、領収書を添えるときは、記入の必要はありません。
・医療を受けた月の翌月から起算して6箇月以内に申請してください。
・申請者は、記名押印に代えて署名することができます。